

2025年7月 日

内灘町議会

議長 七田 満男 様

請願者 金沢市本町 2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル 7 階

石川県保険医協会

会長 三宅 靖

紹介議員

## 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための 財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願

令和 6 年能登半島地震において、半壊以上等の被害を受けた被災者に対し、医療費の一部負担金の免除が実施されてきました。しかし、石川県内の国民健康保険および石川県後期高齢者医療制度においては、2025 年 6 月末で免除が終了とされました。

当会が実施した「能登半島地震被災者 医療の窓口負担免除に関する患者アンケート」では、免除が終了した場合に通院に影響があると回答した割合は 8 割を超え、「生活費を切り詰めて医療費に回す」が 54.4% に上るほか、37.2% が「受診回数を減らす」、23.7% が「受診せず我慢する」との結果となり、受診抑制が起こることは必至です。診療中断による重症化、ひいては災害関連死増加につながりかねません。また今後、仮設住宅から災害公営住宅への移行に伴い、家賃等の負担が増えることとなり、さらなる経済的逼迫からますます医療から遠ざかる被災者が増えることが危惧されます。

「石川県創造的復興プラン」の中では「被災者等の健康の維持・増進」が掲げられ、専門職派遣による健康相談や健康状況調査の実施が盛り込まれています。地域住民の健康を守る上で重要な施策ですが、せっかく健康状態の不安定な方を早期に拾い上げたとしても、被災者が経済的理由により受診できない状況では、これらの施策も十分に機能しません。

過去の大規模災害を振り返ると、宮城県では 2013 年 3 月末に免除を一旦終了したものの、その後 2014 年 4 月に再開しています。医療費の免除は被災された方々が生活再建する上で必要な制度です。

こうした点を踏まえ、国と石川県に対し以下の事項を実施するよう意見書を提出することを強く要望します。

一、国民健康保険および後期高齢者医療制度において、令和 6 年能登半島地震の被災者に対する医療費の一部負担金の免除を再開させるため、国や石川県からのさらなる財政支援を求ること。

以上、地方自治法第 124 条の規定によって請願いたします。